

国立大学法人京都大学教員就業特例規則（案）

平成16年4月1日

達示第71号制定

(前略)

(定義)

第2条 この規則において「教員」とは、教授、助准教授、講師、助教及び助手をいう。

2 この規則において「教授会等」とは、教授会及びこれに代わる会議をいう。

(中略)

(研修の機会)

第12条 大学は、教員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めるものとする。

2 教員は、教育研究に支障のない限り、組織の長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教員は、教授会等の議に基づき、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

4 前項に定めるもののほか、教員は、教授会等の定めるところにより、研究に専念できる期間としてのサバティカルを取得することができる。

(後略)

附 則この規則は、平成19年4月1日から施行する。

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(案)

平成18年4月1日

達示第21号制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第2条第2項の規定に基づき、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)に雇用される特定有期雇用教職員の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(特定有期雇用教職員の定義)

第2条 この規則において「特定有期雇用教職員」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) **特定教員** 任期を付して雇用する教員のうち、別表第1職名の欄に掲げる職名で、同表資金の名称の欄に掲げる資金に係る特定のプログラム、プロジェクト等により雇用される者
- (2) **年俸制特定教員** 任期を付して雇用する教員のうち、部局が定め、総長の認める特定のプログラム、プロジェクト等により特定教授、特定准教授、特定講師又は特定助教の職名で雇用される者
- (3) **特定外国語担当教員** 任期を付して雇用する教員のうち、外国語科目又は専門教育科目を担当させるに足る高度の専門的学識又は技能を有する者で、特定外国語担当教授、特定外国語担当准教授又は特定外国語担当講師の職名で雇用される者
- (4) **特定病院助手教** 任期を付して雇用する教員のうち、医師免許又は歯科医師免許を取得している者であって、医学部附属病院が定め、総長の認める特定のプログラム、プロジェクト等により、特定病院助手教の職名で雇用される者
- (5) **特定事務職員** 任期を付して雇用する事務職員のうち、別表第2職名の欄に掲げる職名で、同表資金の名称の欄に掲げる資金に係る特定のプログラム、プロジェクト等により雇用される高度な専門的知識及び豊富な実務経験を必要とする専門的業務に従事する者
- (6) **特定医療技術職員** 任期を付して雇用する技術職員のうち、別表第3左欄に掲げる職名に係る免許を取得している者又は当該免許の試験に合格し、かつ、免許証が未交付の者であって、それぞれ同表左欄又は右欄に掲げる職名で雇用されることにつき業務の遂行上必要な能力を有すると当該部局の長が認めた者

第2章 特定教員

(職務内容)

第3条 特定教員は、当該資金に係る特定のプログラム、プロジェクト等に係る教育研究に従事する。

(契約期間)

第4条 特定教員の契約期間は、一の事業年度以内とする。

2 契約期間は、これを更新することがある。ただし、当該資金に係る特定のプログラム、プロジェクト等の継続する期間を限度とする。

3 1年を超えて雇用された特定教員について、労働契約を更新しない場合には、契約期間満了日の30日前までにその旨を通知する。ただし、契約期間満了後に更新しないことをあらかじめ通知している場合は、この限りでない。

4 前項の場合において、特定教員が更新しない理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付するものとする。

(年度一時金)

第5条 特定教員には、事業年度の終わりに年度一時金を支給する。ただし、事業年度途中に退職し、又は解雇された場合は、その際その者(死亡による退職の場合に

金を支給する。の者が次の各号の一に該当する場合には、年度一時金は

間が6月末満の場合（業務上の災害による傷病又は死亡（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7（第4項において「通勤」という。）途上の災害によるする場合を除く。）

項の規定により解雇された場合

号の規定により懲戒解雇された場合

は、事業年度の末日又は退職若しくは解雇の日にその者給の調整額の合計額に0.3を乗じて得た額とする。

の計算においては、就業規則第15条の規定による休職による傷病による休職を除く。）の期間、同規則第48条期間又は国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業年達示第84号）により育児休業をした期間があったと期間から除くものとする。

いては、国立大学法人京都大学教職員退職手当規程（平15条の規定を準用する。

のほか、特定教員の就業に関する事項については、就業条を除く。）の規定を準用する。ただし、同規則第2条員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、国立大例規則（平成16年達示第71号。第8条6条の5においていう。）第6条の規定は、この限りでない。

定教員

は、特定のプログラム、プロジェクト等に係る教育研究

の俸給月額は、別表第3に掲げる額とする。

用される者の経験及び能力に応じて決定するものとする。

の契約期間は、五の事業年度以内とする。
しない。

もののほか、年俸制特定教員の就業に関する事項について第6.4条を除く。）の規定を準用する。ただし、同より年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事則第6条の規定並びに就業規則第31条の規定により年与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給80号。第14条において「給与規程」という。）第5条から第22条まで及び第27条から第35条までの規

語担当教員

教員は、特定の外国語科目又は専門教育科目に係る教育

6条の4及び第6条の5の規定は、特定外国語担当教員いて、「年俸制特定教員」とあるのは「特定外国語担当する。

第3章 特定病院助手教

(容内指標)

(職務内容) 第7条 特定病院助手教は、診療及び臨床教育・臨床研究に従事する。

(俸給)

第8条 特定病院助手教の俸給月額は、別表第4に掲げる額とする。

2 前項の額については、雇用される者の経験及び能力に応じて決定するものとする。

(契約期間)

第9条 特定病院助手の契約期間は、五の事業年度以内とする。

2 契約期間は、これを更新しない。

(金額一對手)

(他の規則の準用) 第9条 第6条の4及び第6条の5の規定は、特定病院助教に準用する。この場合に

おいて、「年俸制特定教員」とあるのは「特定病院助教」と読み替えるものとする。

第10条 (削除) この章に定めるもののほか、特定病院助手の就業に関する事項については、就業規則(第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定により特定病院助手に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定並びに就業規則第31条の規定により特定病院助手に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。第12条において「給与規程」という。)第5条から第8条まで、第11条から第22条まで及び第27条から第35条までの規定は、この限りでない。

第4章 特定事務職員

(職務内容)

第11条 特定事務職員は、当該資金に係る特定のプログラム、プロジェクト等に係る事務高度な専門的知識及び豊富な実務経験を必要とする専門的業務に従事する。

(俸給)

第12条 特定事務職員の俸給月額は、別表第5職名の欄の区分に対応する俸給月額の欄に掲げる額とする。

2 前項の規定にかかわらず額については、雇用される者の経験及び能力、資金その他の事情に応じて決定するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、大学が特に認めた場合は、当該職員の俸給月額を前第1項に定める額以外の額とすることができます。

(契約期間)

第13条 特定事務職員の契約期間は、五の事業年度以内とする。

2 契約期間は、これを更新しない。することがある。ただし、当該資金に係る特定のプログラム、プロジェクト等の継続する期間を限度とし、かつ、特定事務職員として雇用される期間が五の事業年度を超えないものとする。

3 労働契約を更新しない場合における通知及び更新しない理由についての証明書については、第4条第3項及び第4項の規定を準用する。

(他の規則の準用)

第14条 この章に定めるもののほか、特定事務職員の就業に関する事項については、就業規則(第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第31条の規定により特定事務職員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第22条まで及び第27条から第35条までの規定は、この限りでない。

2 前項前段の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第2号の規定は、大学が特に認めた場合は、これを準用しない。

3 第1項ただし書きの規定にかかわらず、特定職員で管理監督者相当職(給与規程別表第9で定める俸給の特別調整額支給対象者に準ずる者)に就いている者については、給与規程第27条の規定を準用するものとし、第23条及び第24条の規定は、これを準用しない。

第5章 特定医療技術職員

(職務内容)

第15条 特定医療技術職員は、当該職名に係る医療技術に関する業務に従事する。

(契約期間)

第16条 特定医療技術職員の契約期間は、一の事業年度以内とする。

2 契約期間は、これを更新することがある。ただし、初めて特定医療技術職員として雇用された日から通算5年の期間を限度とする。

3 労働契約を更新しない場合における通知及び更新しない理由についての証明書については、第4条第3項及び第4項の規定を準用する。

(年度一時金)

第17条 第5条の規定は、特定医療技術職員に準用する。この場合において、同条第1項中「特定教員」とあるのは「特定医療技術職員」と読み替えるものとする。

(他の規則の準用)

第18条 この章に定めるもののほか、特定医療技術職員の就業に関する事項については、就業規則（第23条及び第64条を除く。）の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（国立大学法人京都大学特定有期雇用教員就業規則等の廃止）

第2条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 国立大学法人京都大学特定有期雇用教員就業規則（平成17年達示第35号）
- (2) 国立大学法人京都大学特定有期雇用医療技術職員就業規則（平成17年達示第36号。次条において「医療技術職員就業規則」という。）

(特定医療技術職員の契約期間の更新に関する特例)

第3条 この規則の施行の日に特定医療技術職員として雇用する者のうち、平成18年3月31日に廃止前の医療技術職員就業規則に基づき雇用されていた者の第17条第2項ただし書の適用については、「初めて特定医療技術職員として雇用された日」とあるのは、「初めて特定有期雇用医療技術職員又は日々雇用教職員（平成16年3月31日以前の例による日々雇用職員を含む。）として雇用された日」とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(開設機関)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（開設機関の開設の趣旨）

別表第1

職名	資金の名称	備考
特別教育研究教授 特別教育研究助准教授 特別教育研究講師 特別教育研究助手教	特別教育研究経費	
科学技術振興教授 科学技術振興助准教授 科学技術振興講師 科学技術振興助手教	科学技術振興調整費	
COE教授 COE助准教授 COE講師 COE助手教	研究拠点形成費補助金	
产学官連携教授 产学官連携助准教授 产学官連携講師 产学官連携助手教	共同研究経費 受託研究経費	
寄附講座教授 寄附講座助准教授 寄附講座講師 寄附講座助手教	寄附金	京都大学寄附講座及び寄附研究部門規程(平成16年達示第100号)第4条の規定による名称及び字句を冠することができる。
寄附研究部門教授 寄附研究部門助准教授 寄附研究部門講師 寄附研究部門助手教		
NEDO教授 NEDO助准教授 NEDO講師 NEDO助手教	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構産業技術研究助成金	
JSPS教授 JSPS助准教授 JSPS講師 JSPS助手教	独立行政法人日本学術振興会「魅力ある大学院教育」イニシアティブ事業助成金	
(プロジェクト名)教授 (プロジェクト名)助准教授 (プロジェクト名)講師 (プロジェクト名)助手教	国、独立行政法人等の補助金、助成金(前各項に掲げるものを除く。)のうち、総長が認めるもの	プロジェクト名は、当該プロジェクトの内容を示す名称として総長が定める。

別表第2

職名	資金の名称
特定専門員	特別教育研究経費
特定専門職員	科学技術振興調整費
	研究拠点形成費補助金
	共同研究経費
	受託研究経費
	寄附金（寄附講座又は寄附研究部門の設置に係る寄附金に限る。）
	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構産業技術研究助成金
	独立行政法人日本学術振興会「魅力ある大学院教育」イニシアティブ事業助成金
	国、独立行政法人等の補助金、助成金（前各項の掲げるものを除く。）のうち、総長が認めるもの

別表第3-2

特定薬剤師	特定医療技術員
特定栄養士	
特定診療放射線技師	
特定臨床検査技師	
特定衛生検査技師	
特定臨床工学技士	
特定理学療法士	
特定作業療法士	
特定視能訓練士	
特定言語聴覚士	
特定義肢装具士	
特定歯科衛生士	
特定歯科技工士	
特定あん摩マッサージ指圧師	
特定はり師	
特定きゅう師	
特定柔道整復師	
特定保健師	
特定助産師	
特定看護師	
特定准看護師	
	特定看護助手

別表第3

俸 紹	
A	
B	
C	
D	
E	
F	
G	
H	
I	
J	
K	
L	
M	
N	
O	
P	
Q	
R	
S	
T	
U	
V	

別表第4

俸 紹	
A	
B	
C	
D	
E	

別表第5

職名
特定専門員
特定専門職員

俸 紹	
A	
B	
C	
D	
E	
F	
G	
H	
I	
J	

(参 考)

物件費や外部資金を財源とする特定有期雇用教員制度について

目 的 教育研究医療活動を自主的に推進するとともに、多様で有能な人材を適切に確保することにより、京都大学の発展に資することを目的として、各部局の物件費等を財源として教育研究医療活動にかかる特定のプロジェクト等を遂行するための特定有期雇用教員を雇用することを可能とするため。

財 源 各部局に配分された物件費もしくは各部局の外部資金。

職 種 特定教員〔年俸〕
（「特定教授」、「特定准教授」、「特定講師」、「特定助教」）（仮称）

給 与 年俸制をベースとした月給制

任 期 5の事業年度以内（更新なし）

施行時期 平成19年4月1日（予定）

(参考)

<外国人教師制度について>

現在、京都大学で雇用している外国人教師は、平成16年4月1日付け達示第74号制定の国立大学法人京都大学外国人教師就業規則により、京都大学において外国語科目又は専門教育科目を担当させるに足る高度の専門的学識又は技能を有する外国人で、大学との契約により法人の職員として雇用している者である。

従前より高等教育研究開発推進機構長、文学研究科長・文学部長及び人間・環境学研究科長・総合人間学部長の連名にて、「外国人教師制度の見直しによる外国語教育の充実について（依頼）」（別紙1）の要望があり、これを受けて、旧7帝大に外国人教師にかかる調査を依頼し、纏めたものが「外国人教師にかかる調査（まとめ）」（別紙2）である。

旧7帝大の調査結果を踏まえ、来年度以降外国人教師の任期終了時に、下記案のような見直しを検討したい。

記

(案)

1. 職　　名　： 特定外国語担当教員（教授、准教授又は講師）（仮称）
2. 雇用期間　： 5年以内（再任不可）
3. 所属部局　： 文学研究科、人間・環境学研究科、高等教育研究開発推進センター
4. その他　　： 勤務時間は教員と同様とし、給与については年俸制とし、特定教員基準年俸表による。

参考：現在の外国人教師10名

（文学研究科3名、人間・環境学研究科6名、高等教育研究開発推進センター1名）

(参考)

高度な専門知識・経験を有する専門家の採用について

法人化後、自主的、自律的な大学運営が求められる中で、教育研究推進及び経営企画に係る高度の専門性に裏打ちされた分析を踏まえて、多様な業務を柔軟かつ効果的に展開していくことが強く求められている。

このため、高度な専門的知識と豊富な実務経験又は優れた識見を有する者を、一定の期間に限って登用することが職員の育成に効果的であり、かつ、その業務の成果が本学の管理運営上多大な貢献を与えると思慮される特別の場合に限り、広く民間等から人材を求めるることにより、本学の更なる進展に資することとした。

なお、採用にあたっては、下記により行うこととする。

記

1. 職種：特定職員
2. 雇用経費：運営費交付金、外部資金等
3. 勤務態様：定員内職員に準ずる（週40時間）
4. 任期：5の事業年度以内（更新なし）
5. 給与：年俸をもとに12月で割った額を俸給月額とする。
諸手当は、時間外労働に係る手当のみ支給。（管理職相当職を除く。）
6. 共済・社会保険の別：
文部科学省共済組合に加入
7. 採用方法：部局（本部の各部を含む。）から専門家ポストを必要とする理由等を記載した申請書を人事担当理事へ提出し、役員会の了承を得る。
採用手続等の詳細は、人事担当理事が別途定める。

※上記には従前より求められている、いわゆる「中間職種」を含む。

門職む員對選舉權
。の支給支給金を
選舉する上に付ける

(前略)

(住居手当)

第26条 契約
教授・助准教
に定める教職

(通勤手当)

第27条 契約
門職大学院特
准じて通勤手

(中略)

(期末手当)

第32条 有期
職大学院特別
る教職員の例
給与規程の規
途中の同規程
当該改正前の
項の規定中
とあるのは、

(中略)

(育児・介護

第58条 有期
取扱いについ
16年達示第
84号。以下
で、第20条
から第43条
教職員」と読
表右欄のとお

(平)

(中略)

(年度一時金)

第74条 有期雇用教職員(医員、医員(研修医)、法科大学院特別教授・助准教授及び専門大学院特別教授・助准教授を除く。)には、事業年度の終わりに年度一時金を支給する。
ただし、事業年度途中に退職し、又は解雇された場合は、その際その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に年度一時金を支給する。

(後略)

附則 (第19回) 員会、員式) 員都連用號傳書の上頃良と紙間膜終業「柔らぐ葉」
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
事務補佐員	当該業務の遂行能力があり、原則として他の職に就いていない者	事務の補佐業務に従事	満60歳	・当該雇用経費の趣旨に添つた雇用に限る ・学生、研究生等を除く
技術補佐員		技術に関する職務の補佐業務に従事		
技能補佐員		技能に関する職務の補佐業務に従事		
労務補佐員		労務作業に従事	満63歳	

別表第2

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
寄附講座教員 寄附研究部門教員	当該講座又は研究部門教員としての業務の遂行能力があり、原則として他の職に就いていない者	当該講座又は研究部門における教育研究に従事するほか、本学の定めにより教育研究に支障のない範囲内でその他の授業又は研究指導を担当する	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	・当該講座又は研究部門の継続している間、雇用可能 ・当該寄附講座又は寄附研究部門の設置に係る寄附金にて雇用される場合に限る ・選考方法、選考基準は当該講座・研究部門を置く部局が定める ・学生、研究生等を除く
研究員(科学技術振興)	次の各要件をすべて満たす者 ・1.3文科科第44号通知の各別表における教授・助教等の教員、主任研究員又は研究員として雇用される者であること ・当該研究又は教育の遂行上必要な能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 ・博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者	当該プログラムに係る研究又は教育に従事		・当該プログラムの継続している間、雇用可能 ・当該科学技術振興調整費の(目)科学技術総合研究委託費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
産学官連携研究員	次の各要件をすべて満たす者 ・当該共同研究・受託研究の遂行上必要な能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者	当該共同研究・受託研究に従事		・当該共同研究・受託研究の継続している間、雇用可能 ・当該共同研究・受託研究の受入資金にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(COE)	次の各要件をすべて満たす者 ・当該研究の遂行上必要な能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ・博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取	当該プロジェクトに係る研究に従事		・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(科学研究)				・当該プロジェクトの継続し

	得した者に相当する能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者		ている間、雇用可能 ・当該科学研究費補助金の直接経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(学術研究奨励)			・当該寄附金にて雇用される場合に限る ・寄附講座・寄附研究部門に係るものは除く ・学生、研究生等を除く
研究員(特別教育研究)	次の各要件をすべて満たす者 ・当該研究の遂行上必要な能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ・博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者	当該プロジェクトに係る研究に従事	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。) ・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該特別教育研究費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(改革推進)			・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該大学改革推進費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(NEDO)			・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構産業技術研究助成金にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(JSPS)			・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該独立行政法人日本学術振興会「魅力ある大学院教育」イニシアティブ事業助成金にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(学術支援)		競争的資金に係る研究の応用等に関する研究に従事	・間接経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(プロジェクト名等)		当該プロジェクト等に係る研究に従事	・前各項に掲げるもののほか、総長が認めるもの ・プロジェクト名等は、当該プロジェクト等の内容を示す名称として総長が定める ・当該研究がプロジェクトである場合は、当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該プロジェクト等経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く

(平18達22改)

別表第3

平成30年6月

財政委託研究会議事大綱

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
医員 <small>(准看護師)</small>	医師免許又は歯科医師免許取得後2年以内の臨床研修又はこれに準じる診療業務を行った者 <u>医師免許取得後2年以上又は歯科医師免許取得後1年以上的臨床研修又はこれに準じる診療業務を行った者</u>	診療に従事 必要に応じ、診療を通じての臨床教育の補助的職務及び診療に関する研究にも従事	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	・任期については、医学部附属病院の定めによる ・当該医員又は医員(研修医)に係る雇用経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
医員(研修医)	卒後臨床研修開始後2年未満の者 <u>医科の卒後臨床研修開始後2年未満又は歯科の卒後臨床研修開始後1年未満の者</u>	医師法・歯科医師法の規定に定める臨床研修に従事		・任期については、法科大学院の定めによる
法科大学院特別教授	法科大学院において実務基礎教育を実施するため特に必要となる高度専門職	法科大学院(法学研究科法曹養成専攻)における教授又は助准教授の職務に従事		・任期については、当該専門大学院の定めによる
法科大学院特別業人				
助准教授				
専門職大学院特別教授	専門職大学院(法科大学院を除く。)において実務基礎教育を実施するため特に必要となる高度専門職	専門職大学院(法科大学院を除く。)における教授又は助准教授の職務に従事		・任期については、当該専門大学院の定めによる
専門職大学院特別助准教授				

別表第4

(平18達22改)

A	10,400円
B	12,000円
C	13,600円
D	15,200円
E	16,800円
F	18,400円
G	20,000円
H	21,600円
I	23,200円
J	24,800円
K	26,400円
L	28,000円
M	29,600円
N	31,200円

※ 雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。

別表第5

職名	日給額		
医員	医師免許等取得後の経験年数	2年目	9,400円
		3~4年目	11,600円
		5~6年目	12,000円
		7~8年目	12,700円
		9年目以上	13,400円
医員(研修医)		9,400円	
法科大学院特別教授		50,000円	
法科大学院特別助准教授		30,000円	
専門職大学院特別教授		50,000円	

専門職大学院特別助准教授

30,000円

※ 医師免許等とは、医師免許及び歯科医師免許をいい、医師免許等取得後の経験年数を算出する起算日は、当該免許を取得した日の属する年の4月1日とする。

(列傳四) 舊約翰文書卷第6

方法六

有期雇用教職員の区分	休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
医学部附属病院に勤務する医員及び医員（研修医）のうち、医学部附属病院長が指定する者	1週間に2日 又は3日	午前8時30分から午後5時15分 まで 午前8時30分から午後5時30分 まで	正午から午後0時45分まで 正午から午後1時まで
		午後4時から翌日午前0時45分まで	午後8時から午後8時45分まで
		午後4時から翌日午前1時まで	午後8時から午後9時まで
		午前0時から午前8時45分まで	午前4時から午前4時45分まで
		午前0時から午前9時まで	午前4時から午前5時まで
医学部附属病院看護部病棟及び看護管理室に勤務する有期雇用教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者（他の「有期雇用教職員の区分」に定める者を除く。）	1週間に2日	午前8時30分から午後5時15分 まで 午前8時30分から午後5時30分 まで 午前7時30分から午後4時15分 まで 午前7時30分から午後4時30分 まで	午後0時30分から午後1時15分まで 午後0時30分から午後1時30分まで 午前11時30分から午後0時15分まで 午前11時30分から午後0時30分まで
フィールド科学教育研究センター海域ステーション瀬戸臨海実験所に勤務する有期雇用教職員	1週間に2日	午前8時45分から午後5時30分 まで	午前11時45分から午後0時30分まで 午後0時30分から午後1時15分まで

(平18達22改)

別表第7

有期雇用教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する有期雇用教職員のうち部局長が指定する者	午前8時30分から午後5時15分まで 午前8時30分から午後5時30分まで	午後1時から午後1時45分まで 午後1時から午後2時まで

別表第8

育児・介護規程の規定	適用する規定
	(略)
第40条	<p>第40条 有期雇用教職員は、要介護者を介護するために、大学に申し出ることにより、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「介護部分休業」という。)ができる。ただし、<u>次の各号の一大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない教職員</u>(労使協定がある場合に限る。)に該当する教職員は、これを行うことができない。</p> <p>(1) <u>大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない有期雇用教職員</u> (2) <u>介護部分休業申出があった日の翌日から93日以内に退職することが明らかな有期雇用教職員</u></p>
	(略)

(規則案の概要、発行日、発令機関) 1 頁目

規則の題名	国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則(案)	発行機関
規則案の概要 規則の題名 規則の内容 規則の適用範囲 規則の施行日 (前略)	規則案の概要 規則の題名 規則の内容 規則の適用範囲 規則の施行日 (通勤手当) 第26条 契約期間が1月以上ある時間雇用教職員(法科大学院特別教授・助准教授及び専門職大学院特別教授・助准教授を除く。)には、給与規程第18条に定める教職員の例に準じて通勤手当を支給することができる。	平成16年4月1日 達示第73号制定 平成17年3月28日達示第38号全部改正
(中略)		
(育児・介護休業等)		
第50条 時間雇用教職員の育児休業、介護休業、育児部分休業(育児早退休業は除く。)及び介護部分休業に関する取扱いについては、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号。以下「育児・介護規程」という。)を準用する(第12条第2項から第14条まで、第15条第2項、第17条第2項、第20条の2から第20条の6まで、 <u>第32条第2項</u> 、第39条及び第43条の2から第43条の5までを除く。)。この場合において、「教職員」とあるのは「時間雇用教職員」と読み替えるほか、別表第7の左欄に掲げる育児・介護規程の条の規定は、同表右欄のとおりとする。		

規則の題名 (平18達24改)	規則の内容 規則の適用範囲 規則の施行日 (後略)	規則の題名 規則の内容 規則の適用範囲 規則の施行日 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成19年4月1日から施行する。</u>
規則案の概要 規則の題名 規則の内容 規則の適用範囲 規則の施行日 (前略)	規則案の概要 規則の題名 規則の内容 規則の適用範囲 規則の施行日 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成19年4月1日から施行する。</u>	規則案の概要 規則の題名 規則の内容 規則の適用範囲 規則の施行日 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成19年4月1日から施行する。</u>

別表第1（第2条・第3条・第4条関係）

職種	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
事務補佐員	当該業務の遂行能力がある者	事務の補佐業務に従事	満60歳	・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る
技術補佐員		技術に関する職務の補佐業務に従事	(ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	■学生は原則として週20時間以内の勤務 ■本学に在籍する学生は、原則としてオフィス・アシスタントとして雇用する
医療技術補佐員		医療技術に関する職務の補佐業務に従事		
看護技術補佐員		看護技術に関する職務の補佐業務に従事		
技能補佐員		技能に関する職務の補佐業務に従事		
教務補佐員		教務に関する職務の補佐業務に従事		
労務補佐員		労務作業に従事	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	
技術補佐員 (研究支援推進員)		当該研究プロジェクトに係る特殊な技能や熟練した技術を必要とする研究支援業務に従事	満60歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	・当該研究支援推進経費にて雇用される場合に限る
技能補佐員 (研究支援推進員)				・学生、研究生等を除く ・選考基準は当該部局が定める
オフィス・アシスタント	本学に在籍する学生	事務・技術・技能・教務に関する補佐業務及び労務作業に従事		・勤務時間は原則として週20時間以内とする。

別表第2（第2条・第3条・第4条関係）

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
医師 歯科医師	当該医師又は歯科医師としての業務の遂行能力がある者	診療業務	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	・当該業務遂行にあたり配分を受けた雇用経費にて雇用される場合に限る
寄附講座教員 寄附研究部門教員	当該講座又は研究部門教員としての業務の遂行能力がある者	当該講座又は研究部門における教育研究に従事するほか、本学の定めにより教育研究に支障のない範囲内でその他の授業又は研究指導を担当する		・当該講座又は研究部門の継続している間、雇用可能 ・当該寄附講座又は寄附研究部門の設置に係る寄附金にて雇用される場合に限る ・選考方法、選考基準は当該講座・研究部門を置く部局が定める
研究員 (科学技術振興)	次の各要件をすべて満たす者 ・13文科科第44号通知の各別表における教授・助教・准教授等の教員、主任研究員又は研究員として雇用される者であること ・当該研究又は教育の遂行上必要な能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 ・博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者	当該プログラムに係る研究又は教育に従事		・当該プログラムの継続している間、雇用可能 ・当該科学技術振興調整費の(目)科学技術総合研究委託費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
産学官連携研究員	次の各要件をすべて満たす者	当該共同研究・受託研究		・当該共同研究・受託研究の継して

	<ul style="list-style-type: none"> 当該共同研究・受託研究の遂行上必要な能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 原則として他の職に就いていない者 	に従事		<ul style="list-style-type: none"> いる間、雇用可能 当該共同研究・受託研究の受入資金にて雇用される場合に限る 学生、研究生等を除く
研究員(COE)	<p>次の各要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該研究の遂行上必要な能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 原則として他の職に就いていない者 	当該プロジェクトに係る研究に従事		<ul style="list-style-type: none"> 当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 当該研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)にて雇用される場合に限る 学生、研究生等を除く
研究員(科学研究)				<ul style="list-style-type: none"> 当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 当該科学的研究費補助金の直接経費にて雇用される場合に限る 学生、研究生等を除く
研究員(学術研究奨励)				<ul style="list-style-type: none"> 当該寄附金にて雇用される場合に限る 寄附講座・寄附研究部門に係るものは除く 学生、研究生等を除く
研究員(特別教育研究)				<ul style="list-style-type: none"> 当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 当該特別教育研究経費にて雇用される場合に限る 学生、研究生等を除く
研究員(改革推進)	<p>次の各要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該研究の遂行上必要な能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 	当該プロジェクトに係る研究に従事	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<ul style="list-style-type: none"> 当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 当該大学改革推進経費にて雇用される場合に限る 学生、研究生等を除く
研究員(NEDO)	<p>次の各要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> 博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 原則として他の職に就いていない者 			<ul style="list-style-type: none"> 当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 当該独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構産業技術研究補助金にて雇用される場合に限る 学生、研究生等を除く
研究員(JSPS)				<ul style="list-style-type: none"> 当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 当該独立行政法人日本学術振興会「魅力ある大学院教育」イニシアティブ事業助成金にて雇用される場合に限る 学生、研究生等を除く
研究員(学術支援)		競争的資金に係る研究の応用等に関する研究に従事		<ul style="list-style-type: none"> 間接経費にて雇用される場合に限る 学生、研究生等を除く
研究員(プロジェクト名等)		当該プロジェクト等に係る研究に従事		<ul style="list-style-type: none"> 前各項に掲げるもののほか、総長が認めるもの プロジェクト名等は、当該プロジェクト等の内容を示す名称として総長が定める

				<ul style="list-style-type: none"> ・当該研究がプロジェクトである場合は、当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該プロジェクト等経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
--	--	--	--	---

(平18達24改)

別表第3（第2条・第3条・第4条関係）

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
講師	当該授業担当の遂行上必要な能力を有する者又は学生の研究指導能力がある者	<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムにおける授業を担当する ・学生の研究指導を行う 	特に無し	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務遂行にあたり配分の受けた雇用経費にて雇用される場合に限る
講師 (研究機関研究員)	次の各要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・博士の学位を取得した者又は博士の学位取得が確実な者。(人文・社会科学の分野にあっては、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められた者を含む。) ・他に常勤の職等に就いていない者 	当該研究プロジェクトを推進するため、一定の職務を分担し研究に従事	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該非常勤研究員経費、「大学院教育充実支援経費」(ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーエンジニア)又は研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)にて雇用される場合に限る ・研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)にて雇用される場合は、大学が特に認めた場合に限る ・大学院生、研究生、教育、研究指導を受けている者は除く ・採用の選考は、当該部局が定める選考基準に基づき、当該部局における人事選考の会議を経て行う ・任用の通算期間は原則として2年以内とする。ただし、やむをえない場合であっても3年を限度とする ・勤務時間は1週間あたり20時間を越えない範囲
ティーチング・アシスタント	大学院に在籍する優秀な学生	学部学生、修士課程学生に対し、教育的効果を高めるため、実験、実習、演習等の教育補助業務にあたる	――	<ul style="list-style-type: none"> ・当該ティーチング・アシスタント経費、研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費及び若手研究者養成費)又は大学改革推進経費にて雇用される場合に限る ・選考基準は当該研究科が定める ・勤務時間は月40時間(週10時間程度)以内
リサーチ・アシスタント	将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する大学院博士後期課程に在学する学生	研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務を行う	――	<ul style="list-style-type: none"> ・当該リサーチ・アシスタント経費、研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費又は若手研究者養成費)、科学技術振興調整費又は大学改革推進経費にて雇用される場合に限る ・選考基準は当該部局が定める ・勤務時間は原則として週20時間以内とする。
法科大学院特別教授 法科大学院特別助教	法科大学院において実務基礎教育を実施するため特に必要となる高度専門職業人	法科大学院(法学研究科法曹養成専攻)における教授又は助教の職務に従事	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・任期については、法科大学院の定めによる
専門職大学院特別教授 専門職大学院特別	専門職大学院(法科大学院を除く。)において実務基礎教育を実施するため特に必要となる高度専	専門職大学院(法科大学院を除く。)における教授又は助教の職務に		<ul style="list-style-type: none"> ・任期については、当該専門職大学院の定めによる

別表第4 (第24条関係)

職名	時間給
事務補佐員	A 900円
技術補佐員、技術補佐員(研究支援推進員)	B 1,000円
技能補佐員、技能補佐員(研究支援推進員)	C 1,100円
労務補佐員、オフィス・アシスタント	D 1,200円
医療技術補佐員	A 900円
	B 1,000円
	C 1,100円
	D 1,200円
	E 1,300円
	F 1,400円
	G 1,500円
	H 1,600円
	I 1,700円
看護医療技術補佐員	A 1,000円
	B 1,100円
	C 1,200円
	D 1,300円
	E 1,400円
	F 1,500円
	G 1,600円
	H 1,700円
	I 1,800円
	J 1,900円
	K 2,000円
	L 2,100円
	M 2,200円
	N 2,300円
教務補佐員	A 1,000円
	B 1,200円
	C 1,400円
	D 1,600円
	E 1,800円

* 雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。

別表第5 (第24条関係)

職名	時間給
医師、歯科医師	A 1,300円
寄附講座教員、寄附研究部門教員	B 1,500円
研究員(科学技術振興)	C 1,700円
産学官連携研究員	D 1,900円
研究員(COE)	E 2,100円
研究員(科学研究)	F 2,300円
研究員(学術研究奨励)	G 2,500円
研究員(特別教育研究)	H 2,700円
研究員(改革推進)	I 2,900円
研究員(学術支援)	J 3,100円
研究員(プロジェクト名等)	K 3,300円
	L 3,500円
	M 3,700円
	N 3,900円

※ 雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。

別表第6（第24条）

職名	時間給額
講師	学外者 大学卒（新大卒）後の経験年数が20年以上 5,660円 大学卒（新大卒）後の経験年数が9年以上20年未満 4,420円 大学卒（新大卒）後の経験年数が9年未満 3,440円
講師（研究機関研究員）	3,900円
講師（中核的研究機関研究員）	
ティーチング・アシスタント	修士課程学生 1,200円 博士後期課程学生（医学研究科においては、博士課程学生を含む） 1,400円
リサーチ・アシスタント	
法科大学院特別教授	6,250円
法科大学院特別助教准教授	3,750円
専門職大学院特別教授	6,250円
専門職大学院特別助教准教授	3,750円

（平18達24改）